

【 2023年度 新型コロナウイルス感染症に関する出席停止の対応について 】

既にご存知のとおり、新型コロナウイルス感染症は、5月8日に感染症法上の位置付けが、インフルエンザと同様の5類に変更されることとなりました。感染症法上の位置付けが変更されるとはいえ、新型コロナウイルス自体がなくなるわけではなく、今後も一人一人の感染防止対策は、それぞれの状況で必要とされることもあります。各自が自覚を持ってセルフケアの徹底を心掛けましょう。

I 2023年度4月より出席扱いの対象が変更になります

4月～5月7日迄

①新型コロナウイルス感染症と診断された場合⇒引き続き出席扱いの対象
但し、診療明細書または検査結果の用紙の提出必須

診断を受けたら速やかに下記の【2023年度 新型コロナウイルス感染症の罹患者報告フォーム】をクリックし、表示される質問に回答後「送信」を押してください。回答期限は登校停止期間終了日の23時59分迄です。回答した内容は保健室へ報告されます。なお、期限切れの入力は受理できません。※女学院アカウント(学籍番号@st.fukujo.ac.jp)でログインしてください。

■2023年度 新型コロナウイルス感染症の罹患者報告フォーム

②濃厚接触者に該当した場合⇒下記の何れかに該当した場合のみ、出席扱いの対象
・同居する家族等を起因とした場合
・保健所介入のクラスター関係に該当した場合

上記のいずれかの濃厚接触者に該当した場合、登校せずに速やかに下記の【2023年度 新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者報告フォーム】をクリックし、表示される質問に回答後「送信」を押してください。回答期限は登校停止期間終了日の23時59分迄です。回答した内容は保健室へ報告されます。なお、期限切れの入力は受理できません。※女学院アカウント(学籍番号@st.fukujo.ac.jp)でログインしてください

■2023年度 新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者報告フォーム

③同居する家族等が「濃厚接触者であると連絡を受けた」又は「濃厚接触の疑いや発熱症状がある」場合
⇒出席扱いの対象外

同居家族等に体調不良者がいる場合は、感染拡大防止の観点から、マスクを着用するなどの感染対策をし、良識のある行動をとられるようにご協力お願い致します。

④発熱に関わらず新型コロナウイルス症状がある場合⇒医療機関を受診し、医師から自宅待機の指示がある場合のみ、出席扱いの対象
(領収書、診療明細書の提出必須)

体調不良はあるが医師の診断で登校制限が無い場合、感染拡大防止の観点から、マスクを着用するなどの感染対策を徹底し、登校してください。自身の行動が周囲の方を守る事に繋がります。良識のある行動をとられるようにご協力お願い致します。

II 2023年5月8日より 新型コロナ【5類】へ移行後は出席扱いの対象がさらに変更になります

①新型コロナウイルス感染症と診断された場合⇒医療機関等を受診し、出席停止期間が明記された医師の「診断書」又は「学校感染症に係る出席停止証明書」
(※書式7 ミッションネット(PC画面)＞学生支援＞キャンパスライフからダウンロード可能)を提出した場合のみ、出席扱いの対象

②濃厚接触者⇒行動制限の規定が無くなる為、出席扱いの対象外

③発熱に関わらず新型コロナウイルス症状がある場合⇒医療機関を受診。新型コロナウイルスと判断された場合のみ、出席扱いの対象(①と同様)

※ I、II 共に出席扱いの対象となった場合は、学生課で【欠席届(出席扱い)】の手続きが必要となります。手続きの詳細については、キャンパスライフ＞学生部情報＞欠席届(出席扱い)を参照し、提出期限を厳守のうえ、手続きを行ってください。期日内の手続きが無い場合は通常の欠席となります。